

常勤理事業務内規

1999年 7月6日理事会承認

2001年 10月9日一部変更

2002年 12月10日一部変更

(総則)

第1条 常勤理事は会長及び筆頭副会長を補佐し会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項を処理する。

(常勤理事の業務)

第2条

- (1) 前項の会務を掌理するため、事務局長を通じて事務局を統率する。事務局の業務は事務局長が総括する。
- (2) 広く対外関係機関と本会の進展に資する事項について折衝、協議交流をはかる。
- (3) 研究開発推進センター並びに工学教育センターの対外業務を担当する。当面のところ、センターで派生する業務は事務局長を通じて処理する。
- (4) その他会長の指示により事務局長の支援をする。
- (5) 事務局長を兼務することができる。

(選任)

第3条 会長は常勤理事適任者を選び、理事会の承認を経て評議員会で選出し総会で選任する。

(報酬の決定)

第4条 報酬は、有給とし「常勤理事報酬申合せ」により会長が定める。

(任期)

第5条 任期は、1期2年間とする。再任を妨げないが3期までとする。

常勤理事報酬申合せ

2001年7月3日理事会承認

2002年12月10日理事会一部変更

(目的)

第1条 この申合せは、社団法人 日本機械学会（以下本会という）常勤理事業務内規の、常勤理事の報酬の支給について定めることを目的とする。

(報酬の意義)

第2条 この申合せにおける報酬とは、本会が常勤理事に対して、常勤理事としての対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

第3条 常勤理事報酬は、年俸制による月額報酬とする。

2. この月額報酬は、筆頭副会長及び副会長の意を受けて会長が定める。

3. 使用人（事務局職員）兼常勤理事の報酬は、その兼務の状況によって常勤理事報酬と使用人給与に区分して支給する。但し、特に区分の必要がないと認められるときは、常勤理事報酬一本で支給することができる。

(通勤手当の取扱い)

第4条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(退職手当金)

第5条 常勤理事には、退職手当金は支給しない。

(報酬の支払と控除)

第6条 報酬は職員給与の支給日に支給する。

2. 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3. 月の途中で常勤理事に就任したとき、または月の途中で常勤理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行なうものとする。

(補則)

第7条 この申合せに定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

2001年9月1日施行

2003年4月1日変更施行